子店販売株式会社　東京都台東区、トート株式会社　東京都渋谷区、株式会社白洋社ホールディングス　東京都中央区、株式会社白洋社関西支社　大阪府大阪市西区、ミューテクノ群馬株式会社　群馬県高崎市、株式会社セブンユニフォーム　東京都中央区、株式会社ＳＡＮ　東京都台東区、株式会社泰明企画　東京都大田区、株式会社大貫台興産　茨城県東茨城郡大洗町、株式会社新光　東京都千代田区、株式会社メイワパックス東京本社　東京都中央区、高屋市川工場株式会社　東京都台東区、株式会社スマーティント　東京都港区、株式会社マック・ジー　東京都港区、ベルルッティジャパン株式会社　東京都中央区、株式会社スマートブリッジ　東京都港区、株式会社マルニファニシング　東京都中央区、有限会社エイ・ティ・ビー　東京都中央区

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

５．解散認可年月日　平成28年９月30日

平成 28 年 10 月 14 日

東京都中央区東日本橋３丁目10番４号

東京実業厚生年金基金

理事長　小嶋晴三郎

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第１条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　田久保隆幸

２．住所　東京都中央区東日本橋３丁目10番４号

平成 28 年 10 月 14 日

東京実業厚生年金基金

理事長　小嶋晴三郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢35歳前後位の女性、特徴は、身長推定162㎝位、黒色スパッツ様のもの、ベージュ色パンツ、縞模様の五本指靴下１足

上記の者は、平成28年３月２日午後４時25分に大阪府泉佐野市りんくう往来南５番地の16株式会社ＵＦＣサプライから北西へ約150ｍのマーブルビーチ波打ち際にて発見されました。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は当市にて保管しておりますので、心当たりの方は、当市健康福祉部生活福祉課まで申し出て下さい。

平成 28 年 10 月 14 日

大阪府　　泉佐野市長　千代松大耕

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第３項の規定による東京都市計画事業土支田中央土地区画整理事業の下記の者に対する清算金の督促状は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告します。

平成 28 年 10 月 14 日

東京都市計画事業

土支田中央土地区画整理事業

施行者　練馬区

代表者　練馬区長　前川　燿男

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名

⑴　住所　不明
　　権利者氏名　加藤勘五郎

⑵　住所　不明
　　権利者氏名　加藤小左ヱ門

⑶　住所　不明
　　権利者氏名　中井川伊左ヱ門

⑷　住所　不明
　　権利者氏名　中井川勘四郎

⑸　住所　不明
　　権利者氏名　中井川源右ヱ門

⑹　住所　不明
　　権利者氏名　中井川庄治郎

⑺　住所　不明
　　権利者氏名　中井川平三郎

２　通知の内容

⑴　権利者氏名　加藤勘五郎
　　第１号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　14,762円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

⑵　権利者氏名　加藤小左ヱ門
　　第２号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　14,762円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

⑶　権利者氏名　中井川伊左ヱ門
　　第３号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　218,405円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

⑷　権利者氏名　中井川勘四郎
　　第４号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　218,405円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

⑸　権利者氏名　中井川源右ヱ門
　　第５号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　218,405円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

⑹　権利者氏名　中井川庄治郎
　　第６号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　218,405円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

⑺　権利者氏名　中井川平三郎
　　第７号　平成28年３月29日
　　換地処分に基づく清算金
　　納期限　平成28年９月20日
　　督促金額　218,405円
　　指定納入期限　平成28年10月21日

土地区画整理法第110条により督促します。

上記督促金額を練馬区土木部計画課へ納めてください。

指定納入期限までに上記督促金額を完納しないときは、指定納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（百円未満は切り捨て）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならなくなるほか、国税滞納処分の例により財産の差押を行うこともあります。

㈱この督促を受ける前に納入済みの方は行違いですからご了承願います。

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、別紙納入通知書については、掲載を省略し、それを東京都練馬区土支田二丁目12番９号にある掲示板に掲示している。